

人々を炉心溶融の崖っぷちに導く 4 閣僚の再稼働判断基準

4 閣僚の判断基準は、現行の規制法令を無視した「政治判断」

2012. 4. 19 美浜の会

枝野経産相が4月14日に福井県庁を訪れ、大飯3・4号の再稼働容認を迫ったが、その抛り所は4月6日に野田総理と3閣僚が決定した再稼働の「判断基準」である。わずか3日で仕上げたという拙速さもさることながら、実は、これは恐ろしい内容を含んでいる。起こってしまった福島第一原発事故を逆手にとり、人々を炉心溶融の崖っぷちにまで誘いこもうとする「基準」である。

4閣僚の名前で出されたこの判断基準は、6頁で、①稼働中・停止中の原発は「現行法令下で適法に」運転・管理が行われていること。②「新規制庁の設置と新規制法制化にはなお一定の時間を要する」こと。③そのため、「再起動判断のために現行法令上の規制要求を超える安全性の確保を原子力事業者に対して求める」「この判断基準は、・・・新たな安全規制を前倒しするもの」と述べている。要するに、今回の再稼働に関する4閣僚の判断基準は、現行の法令、安全規制体系と全く別に、超法規的に決めたものである。そのため、本来守らなければならない耐震バックチェック等の耐震安全性評価は、「再稼働の要件ではない」としてしまっているのである（3月27日政府交渉後の再々質問に対する保安院回答の4／6頁、4月6日付）。これは、活断層の3連動を認めざるを得なくなったが、そうすれば制御棒挿入時間が評価基準値2.2秒以内に収まらないという矛盾がある。そのために、この2.2秒という基準から目をつぶり、3連動で760ガルに対して、ストレステストの基準地震動1.8倍（1,260ガル）以内に収まるから問題なしとしてしまうのである。

この4閣僚の判断基準は、大飯3・4号だけでなく、全ての原発の再稼働に適用するという。4閣僚の判断基準に反対し、大飯3・4号の再稼働反対の声を一層強めよう。

◆福島原発事故では地震の影響なしと勝手に断定

4閣僚の基準は「原子力発電所の再起動にあたっての安全性に関する判断基準」と称している。この中には大飯3・4号という言葉はいっさい見あたらない。どの原発にも当てはまるもの、再稼働にあたって安全性を判断する基準だと受けとれる。

その判断の前提となるのが第1章の「事故原因及び事象の進展に関する『基本的理解』」である。その「基本的理解」とは、福島第一原発事故は津波や浸水で起こったのであって、地震や高経年化の影響は基本的になかったという理解である。「安全上重要な機能を有する主要設備については、地震の影響により微少な漏えいが生じるような損傷があったかどうかまでは現時点で確かなことは言えないが、基本的には安全機能が保持できる状態にあったと推定される」と述べている。

しかし、たとえば福島第一原発1号機では、早期に放射能が原子炉建屋内に充満していた兆候がある。実際に1号機で炉心溶融が早く進展したのは、重要な配管が破損して冷却水が漏れたからではないのか。この疑問に関する実態調査は何も行われていない。

◆地震による損傷はないはずとする対策

4 閣僚は上記の「基本的理解」に基づいて、第2章で3つの「判断基準」を立てている。その際、「再起動判断のために現行法令上の規制要求を超える安全性の確保を原子力事業者に対して求める」としているが、この実際の意味は後の基準2で明らかになるだろう。

その前に、基準1と基準3はシビアアクシデント対策である。その中心は事故時に炉心冷却するための電源の確保、水源の確保等であるが、冷却水を運ぶべき配管が地震で破損すれば、これら対策は無意味となる。ところが、そのようなことは決して起きないとあらかじめ「保証」するのが、前記の「基本的理解」なのである。

また、電源は本当に確保されるのかという問題もある。空冷式非常用発電装置は、右図で原子炉建屋の向こう側の道路に置かれるが、そのすぐ後ろの切り立った崖が地震で崩れれば、土砂で埋まってしまう。

基準3は今後の追加対策で、たとえばフィルター付きベント設備や免震事務棟は約4年後の2015年度中に完成する。その前の稼働がどうして許されるのだろうか。



◆人々を炉心溶融の崖っぷちに導く基準2

問題の基準2は、「国が『東京電力福島第一原子力発電所を襲ったような地震・津波が来襲しても、同原発事故のような燃料損傷には至らないこと』を確認していること」である。つまり、福島第一原発のように炉心が溶けて圧力容器の底をも貫くような、そのような「燃料損傷」が起きないことを国が確認することが、再稼働の基準だというわけだ。

ここでいう地震については注釈があり、活断層の連動も考慮すべきだとされている。大飯原発の場合、現行のFoB-FoA活断層の連動による $S_s=700$ ガルが基準地震動になっているが、それに加えて熊川断層との3連動が新たに問題になる。この点、関電は2月29日報告の中で「参考」として3連動を扱い760ガルになるとしたが、結論は、クリフエッジ（崖っぷち）＝炉心溶融一歩手前である $1.8S_s=1260$ ガルより低いから「問題ない」と書いている。これはまさに、上記4閣僚の判断基準2と軌を一にしている。3連動しても福島事故のような炉心溶融には至らないから「問題ない」と言っているのである。

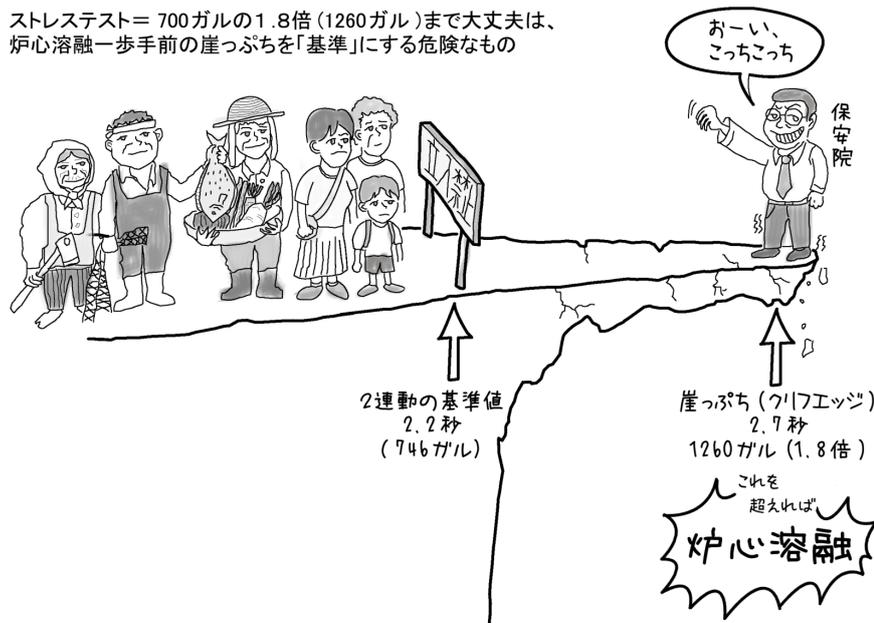
しかしこれは、従来の耐震安全性評価を根底から壊す考え方である。このことを、最も安全性にとって厳しい状況にある制御棒挿入時間について次に明らかにしよう。

◆活断層が3連動すれば制御棒挿入時間は基準値を超えるので運転できないはず

地震時に制御棒が素早くおりることは「止める」ために不可欠である。現行の2連動700ガルで、制御棒挿入時間の評価値は2.16秒。評価基準値(許容値)2.2秒までの余裕は2%しかない。3連動して760ガルになれば、2.2秒を超えるのは確実に(750ガルで超える)、それゆえ運転はできないはず。そればかりか、基準地震動は2つの方法で設定するよう耐震設計審査指針で指示されているのに、関電は低い値になる方の断層モデルだけで760ガルを出している。

このような事情に対し、関電と保安院は結託して次の2つの方法で押し切ろうとしている。

ストレステスト= 700ガルの1.8倍(1260ガル)まで大丈夫は、
炉心溶融一歩手前の崖っぷちを「基準」にする危険なもの



- ① 安全性基準を4閣僚の基準2である1260ガルに置き換え、760ガルはそれより低いというガル数比較だけを再稼働の基準とする。
- ② 従来の2連動での評価値2.16秒を、別の方法で1.88秒に下げ、たとえ1260ガルになっても2.2秒を超えないようにする。

本来2.2秒という基準は、燃料被覆管の温度は1200℃を超えてはならないという法的制約を判断基準とし、それよりずっと手前に置かれた許容値なのだ。それを燃料溶融の2800℃にまで緩め、何がなんでも再稼働を認めようとしている。あの悲惨な福島事故を逆手にとって開き直り、従来の耐震基準までもないがしろにするものである。

◆福井、関西、全国の運動は連携を強め、4閣僚の判断基準自体に反対しよう

4月14日におおい町長・町議会議員と枝野経産大臣が福井県庁で面談したときの議事概要がおおい町のホームページに掲載されている。町長は、活断層の3連動について「連動するという前提を前提にですね、どれだけの影響が出てくるのかということ、これを明らかにして頂きたい。・・・住民説明会のさいには、よろしくお願いを申し上げます」と語っている。すわなち、3連動での耐震安全性評価を示し、住民に説明するよう求めているのだ。制御棒は2.2秒内に挿入できるのか等々。これは、おおい町の多くの人が心配し、また、これまで何度もおおい町に要望書を提出してきた問題だ。

4閣僚の判断基準自体を批判し、その危険な内容を自治体や人々に知らせよう。
福井、関西、全国の運動は連携して、大飯原発3・4号の再稼働を阻止しよう。

<関連URL>

- ・ 4閣僚の再起動判断基準（4月6日付）
http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/pdf/120406-11.pdf
- ・ 3月27日政府交渉後の再々質問に対する保安院回答の4／6頁、4月6日付
http://www.jca.apc.org/mihama/fukushima/nisa_a20120406.pdf
- ・ 4月14日おおい町長と枝野経産大臣の面談概要
<http://www.town.ohi.fukui.jp/sypher/www/info/detail.jsp?id=2561>